

平成 30 年 5 月 30 日現在

機関番号：14101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26381263

研究課題名(和文)性教育におけるコミュニケーションのルールとモラルに関する国際比較研究

研究課題名(英文)An International Comparative Survey on Rules and Morals of Communication in Sexuality Education

研究代表者

佐藤 年明 (Satou, Toshiaki)

三重大学・教育学部・教授

研究者番号：80162452

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：教室での性の学習において学習者のprivacyに触れる事柄を学ぶためのコミュニケーションのルールは確立できるのか、人間関係のモラルの面からどう評価・判断したらよいか。この課題について授業観察・分析と実践者との対話によって探求しようとしたが、スウェーデンでは不調に終わった。ニュージーランドでは、Pakuranga College(高校)で10学年の性教育の授業を参観することができたがそれが唯一の観察機会であった。そこで日本の性教育実践記録の分析を基礎にして、教室における性に関するコミュニケーションの中でももっとも難しいと思われる「快樂追求」について検討し、成果をまとめた。

研究成果の概要(英文)：Is it possible to establish some rules on classroom lessons where participants must touch the privacy of learners? Or how can we evaluate such activities from the view point of morals of human relationship? I intended to explore these issues through observing school lessons on sexuality both in Sweden And New Zealand, but in fact I could attend only one lesson in NZ.

So I turned to examine educational records of sexuality education in Japan and tried to find out how we can treat 'pleasure' of sexual behavior at classroom lesson.

研究分野：教育課程論

キーワード：性 sexuality 性教育 コミュニケーション ルール モラル ニュージーランド 快樂追求

### 1. 研究開始当初の背景

日本の学校の性教育は現在に至るまで豊富な実践を蓄積・相互交流するに至っていない。性という極めて private な事柄を教室という公共の空間に持ち込むことへのためらい(教師も学習者も)がその一因である。privacy にも深く関わる性について、学校の教室で議論すべき内容とそうでない内容の区分や、学習のモラルの確立が必要である。

### 2. 研究の目的

日本とは異なる文化状況にある社会(スウェーデン、ニュージーランド)で、性が教室でどのように語られているかを調査し、教室における性に関するコミュニケーションのルール及びモラルを析出し、日本の性教育の状況と比較して、教室という公的空間における性についてのコミュニケーションのルールやモラルについて提言すること。

### 3. 研究の方法

当初、スウェーデン・ニュージーランド・日本における性(sexuality)に関する授業観察を行ない、児童生徒の学習活動に見られる sexuality に関する意識、行動の比較研究を行なおうとしたが、スウェーデンではこれまで研究協力関係にあった性教育研究者との交渉が不調に終わり、またニュージーランドでは sexuality に関する授業の観察・分析の機会を得る交渉がこれまた不調で、1回の授業観察に留まった。これらを踏まえ、日本の性教育の実践蓄積に関する分析を作業の中心に据えざるを得なかった。

### 4. 研究成果

最終年度において、以下に示すように2つの学会報告、1篇の紀要論文執筆と、その他に教育関係メーリングリストへの連載を行なった。また、これらを含めて紙媒体による報告書を100部作成し、関係方面に配付した。

内容構成は以下の通りである。

題目:性教育におけるコミュニケーションのルールとモラルに関する国際比較研究  
第1章研究の経過 第2章研究の過程で公表した研究成果 第3章 New Zealand Auckland 市 Pakuranga College(高校)における sexuality の授業記録 第4章研究の総括と今後の課題 (全128p)

ちなみに、上記報告書第2章4の連載第11回(2017.12.4)で研究代表者の性教育に関する問題意識をまとめているので再録する。

=====

01. 学校で性について学ぶことを日本では「性教育」と呼ぶ。しかし筆者にとっては「性教育」という語はしっくりしないものがある。「性」は「教育」の対象なのか?ともあれ、人が生きていく上で「性」(sexuality)が学習の対象であるべきことは間違いない。だから取り敢えず「性を学ぶ」という用語法で性に関する学習活動と呼ぼうと思う。

02. 人間にとっての性は、幅が広く複雑な領域である。その諸領域から学ぶべき対象を特定してそれについて学習を組織すれば「性を学ぶ」ことが成立するのか?ことはそれほど単純ではない。性についての学びとして必要で相応しい学習内容がある一方、学びの対象とすべきではないことがらも存在する。単に「学ぶべきことは多く、時間は限られているから、学習内容を厳選しなければならない」というのみならず、学校という公共空間で学びの対象とすることが相応しい内容と相応しくない内容が性という領域には存在する。

03. 広く一般的な意味での人間の「学び」の営みにおいては、性についてもあらゆることがらが対象になると言ってもいいであろう。ここでの「学び」とは子どもの生活、行動における「情報の入手」とか「経験」とほぼ同義のものとして捉えている。ここでは性についても他のあらゆる事柄と同じくあらゆることが学ばれるであろう(「失

敗した学び」も含めて)。しかし事を「学校教育における学び」に限定すると、様相は変わってくる。公教育空間において一人一人の子どもの学びが意義あるもの、価値あるものとして成立するためには、学習内容の選定にあたってそれを学ぶことが一人一人の子どもや学習集団・学級集団にどのような心理的・人間関係的影響を及ぼしうるかについての検討が必要である。そして著しく否定的な影響を及ぼす危険性がある学習内容については「学習しない」という判断を下すことも必要である。 04 . 上述の「公教育空間」とは日本の学校を想定して述べている概念である。近代現代の日本の学校教育は、私立学校等を中心に様々なヴァリエーションを含みつつも、基本的には一斉指導・一斉学習形態を中心として成立している。個人学習やグループ学習も行なわれるが、例えばニュージーランドの初等中等教育のように一人一人が個別の学習課題を遂行していて全員一律の学習が行なわれない学校教育形態とは根本的に異なる。日本の学校では、教室で展開されている全員同一の学習課題・学習内容についての学習活動において、それを学ぶことに何らかの疑問・不安・不満・退屈さという感じる子どもが学習活動から離脱することは容易ではない。原則としてそうした離脱を承認する姿勢に立つ教師は少ないし、従ってある子どもが離脱行動をとろうとすると他の子どもがそれを非難し阻止しようとする同調圧力も働く。このような状況の良し悪しは別としてそれが現実であるならば、教師は学習内容の選定において学習集団の全員がそれを学ぶことに対して否定的・拒否的感情を持つことがないかどうかの検討を予め行なわなければならない(そうしておいても実際の学習過程で教師の予想が外れることはあり得る)。 05 . 実は筆者にとっては「快樂追求としての性交」はそうした教師の「篩い分け行動」において判断の境界線

上にあるものである。後述のように、さしあたっては生殖 = 生命誕生を起点として人間の性行動の学習を進めていくと、論理的には「快樂追求としての性交」にも言及せざるを得ないところまで来る。しかし「快樂追求としての性交」は公教育空間としての教室での学習のモラルに馴染むのか? 06 . 日本では性教育の実施全般について、右派政治勢力からの攻撃があり、それが国・地方自治体の教育行政や個々の学校の運営にも影を落としている。そのような中での性教育の推進には困難が伴い、そしてそれでも性教育実践の展開に努力する実践者達の中には一種の「啓蒙主義」がある。そうした流れのなかで数少ないながら性交を教える小中高の教育実践も公表されているが、しかしその中でさえ「快樂追求としての性交」を正面に据えた実践はほとんどない。従って当分の間「快樂追求としての性交」を教えることの是非や教える場合の諸問題をめぐる議論が実践現場の中心課題となることはないであろう。 07 . ただ日本の教育行政が約 70 年にわたって学習指導要領の「法的拘束性」を振りかざして教育課程・教育内容統制を続けていることもあって、日本の良心的・自覚的教師たちは、「こんなに重要な教育内容なのに学習指導要領には掲載されていない」「学習指導要領にないがこのことはぜひ教える必要がある」という教育課程自主編成の気風は形成してきているけれども、そうした民間教育研究運動の中において、「このことを教えるのは望ましくないのではないか?」「このことを教えることが提案されているけれども、そこには問題があるのではないか?」という相互批判は十分に行なわれていないのではないか? 例えば平和教育の教材として、たとえ子どもたちが否定的反応を示しても被曝した人のケロイドのカラー写真とか動画を視聴させるべきか、というような問題である。 08 . 前項の事例は、一般的結論として是非

を決定することができない問題である。個別の学習集団、個々の子どもの状況を踏まえながら担任教師・教科担当教師が判断していかなければならない。そして、日本の学校で教育課程の全ての領域で当事者の教師と子どもたちがそうした判断を下しながら一律的でなく多様な学習活動を行える状況が実現するならば、「快樂追求としての性交は教えられるか、教えるべきか」というような一般的な問いを立てる必要もなくなる。しかし現実には04に述べたような状況なので、この問いを立てなければならないのである。

09. 性に関する学びの問題に戻ろう。生物としてのヒトの性行動の目的・意味の一つは種の保存、生殖、新しい生命の誕生である。戦後日本の小学校理科教育では、初期の段階から子どもにとって身近な動物（魚、カエルその他）の生殖行動については、また人間の身体の構造・機能等については学習を行ないながら、当の人間自身の生殖器官や生殖行動の学習を避けてきた。ようやく5学年でヒトの発生が取り上げられるようになったのが第6期（1989年版）である。なお、思春期における二次性徴についてはそれ以前から体育保健分野に位置づけられていたが、第6期に初めて保健教科書が発行されて4学年で子どもから大人への身体の変化の図なども記載されるようになった。小学校教育課程における理科・体育のこうした新しい動きをマスコミは「性教育元年」と呼んだ。第6期学習指導要領以前の小学校において性に関わる指導が行なわれていなかったわけではもちろんないが、教科指導の分野で性の学習が根拠を得たことは大きい。日本の学校教育課程における性教育は5学年での生命誕生学習からようやく本格的に始まったと言ってよい。

10. 5学年理科のヒトの誕生の学習は、登場した第6期から現行第8期（2008年版）に到るまで（そして2017.3.31告示の第9期学

習指導要領においても）卵子と精子の結合＝受精からスタートしている。最初の第6期から、卵子と精子の結合のために不可欠の要件（体外受精など特殊ケースは除いて）である性交について取り上げた教科書は一社もなかった。そして第7期以降の学習指導要領には「受精に至る過程については取り扱わないものとする」と明記されている。文部科学省がフェアでないのは、性交を「取り扱わない」こと理由を、学習指導要領にも学習指導要領解説にも書いていないことである。何らかの理由が示されればそれについて議論もできるのであるが、とにかく問答無用で禁止している。そして中学校・高等学校学習指導要領でもヒトの性行動としての性交をきちんと取り上げている箇所はない。従って、学習指導要領に忠実に従えば子どもたちは性交について学習することができない。しかし当然のこととして受精について学習すれば「おかあさんの体にある卵子とおとうさんの体にある精子はどのようにして出会うんだろう？」という疑問を持つ子どもがおり、筆者自身も小学校での飛び込み授業の中で何度かその質問を受けた。また一方で、人が性交によって妊娠するということをすでに知っている子どももいるであろう。学習指導要領はヒトの誕生の学習の出発点から子どもたちのこうした疑問や既存知識を無視している。

11. しかしもちろん（第6期学習指導要領以前も含めて）性交を含めて生命誕生を学習する授業実践は小中高で行なわれてきた（残念ながら少数例であるが）。小学校においても、自作の等身大人形を用いて性交や出産を教える野村正博実践など、様々な問題提起も孕みながら世に問われた実践がある。しかし性交を取り上げた授業実践の多くは、精子を卵子のもとへ送り届けるために不可欠な性行動として、つまり生殖のための性行動として性交を位置づけている。その際、性交を行なう男女（おとうさんとおかあ

さん)の感情面や信頼関係に言及する実践はあるが、生殖とは切り離された(避妊しての)性交を取り上げる実践は多くない。しかし、性交を生殖の手段としてのみ位置づけた学習に終始すると、たとえば子どもから「先生の子どもは3人だから3回性交したんだね」というように理解する子どもも出てくる。

12. 前述の問いに「そうだよ」と答えてしまうという選択肢もあり得る。教師の性行動はprivacyだから、「いやいや子どもをつくるための性交は3回だけど(註・それも実際には不正確であろうが、1回の性交で妊娠する確率は低い。)それ以外にも週に 回くらい性交するんだよ。」というように答える必要はない。あるいは、子どもに対して教師個人の性のprivacyを開くような回答をすることは不適切とも言える。「夫婦がどれくらい性交をするかは人それぞれだし、それは自分たちだけにとって大事なことから、人に聞かれて答えるものではないんだよ。」と答えるのがいいかもしれない。このあたりは性のprivacyの教室における扱いの問題だが、実際に検討できる教室事例がほとんどないので、ここではこれ以上言及しない。

13. 前項の議論の前提として、「生命誕生を目的とする性交以外の性交がある」ということを学習の対象とするのかという問題がある。人は子どもをつくりたい時だけ性交をする、と理解した子どもがいたとする。現実には、それに近い性的関係であるパートナー同士もいるかもしれない。だから11のような子どもの疑問に対して「いやそんなことはないんだよ。」と答えなくてよいかもしれない。しかし筆者は、(ここで例えば日本人の性行動に関する何らかの統計データを参照したわけではないが)「夫婦をはじめ互いに承認し合っている性的関係を結んでいるパートナー同士は、日常的に(頻度は個人差があるにせよ)性交を含む性行動を行なう。その中で妊娠を望まないときは避妊をし、妊娠を望むときは

避妊せずに性交を行なう。」というのが平均的状況であると想定した。そしてその平均的状況、特に避妊して(あるいは少なくとも生命誕生を望まずに)行なう性行動・性交について、果たして学校教育における性の学習の対象とすべきかを考えた。

14. 「生命誕生を望まない性交」については、村瀬幸浩の理論的検討や性教協(“人間と性”教育研究協議会)の実践の中で「ふれあい」としての捉え方が強調されている。この「ふれあい」については授業実践でもとりあげられつつあり、その際の取り上げ方の一つの特徴は、乳児と母親の肌と肌のふれあいから説き起こして、人間にとって心地良いものとして肯定的にとらえるところにある。

15. 筆者自身は「生命誕生を望まない性交」について(暴力・商行為などとしての性交はここでは除く)「快楽追求・ふれあい・人間関係づくりのための性交」というように複数の説明を列挙して述べてきた。そしてその中で特に「快楽追求」に注目している。そしてその立場から筆者は、村瀬の主張や性教協の一部での実践提案が、生殖目的でない性交・性行動・性的関係をやや美化し、理想論的にとらえすぎていないかという懸念を持つものである。

16. そう思うのは筆者が、性行動における快楽追求について、それが望ましい人間関係に支えられていることは良いことであるけれども、快楽自体は望ましくない歪んだ人間関係に中においても追求可能なのではないかという仮説を持つからである(根拠は示せていないが)。快楽には理性で御しきれない側面もあり、だからこそ性的人間関係における傷や悲劇を生む可能性もあるのではないかと、理想論だけで快楽を賛美してはいけないのではないかと、思うのである。

17. ここまでくると、性に関する学びは結局人間観、人間の心理や行動に関わる価値判断の領域にも入ってくる。それは学校における学びの対象とする必要がある、あ

るいはしてよい事柄なのかの検討が必要になる。 18. 改めて問わねばならない。性を学ぶとは何をすることか？ ここでの「学ぶ」は03で述べたように学校という公教育空間を前提としている。生殖については、人間自身についての学びの一領域に加えることに大方の異論はないであろう。そこから考察をはじめて、性を人間にとって自然なもの、人間行動の自然な姿と捉えるならば、「生殖だけのための性行動」という捉え方は不自然である、人間の性行動の多様な実態にも学びの歩みを踏み入れるべきではないかと考えた。「人間は快樂追求の性行動を日常的に行ない、生命誕生を望むときだけ避妊を解除した性交を行なう」という一つの行動モデルを設定してみた。 19. それでは人間の性行動の推進力である快樂は、学校における学びの対象となるのか？性的快樂の存在を子どもたち(の一部)も知っているという暗黙あるいは公然の前提のもとで、快樂それ自体を学習するのではなくて、思慮判断を欠いた快樂追求の性行動が悲劇を招くことを警告する学習というのは、高校レベルではある程度行なわれていると思われる。しかし、快樂自体の学習はどうなのか？ もちろん教室という公共空間で快樂を体験することはできないし、映像あるいは文章などで追体験・疑似体験することも、学習としては不適切であろう。性について知ることは子どもたちの権利に属するが、それを教室空間で行なって(強制して)認識・体験に伴う興奮とか感情的な動揺を他者に知られることを多くの学習者は望まないであろう。子どもたちはそうした情報や経験を、自分の望む時間空間で他者に干渉されずに安心して得たいであろう。 20. それではもう少し間接的形で、子どもたちがprivacyを侵害されないと安心できる状況で快樂について学ぶことはできるだろうか。またその必要があるだろうか。Allenの高校生徒への聞き取り調査と

その分析を読むと、快樂(pleasure)について教室空間で言及することについて戸惑いを見せる生徒が存在することを知りつつ、敢えて pleasure について話題にすることの必要性をAllenは主張している。このあたりについては、さらにAllenの文献を読み、交流を続けながら考察したい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1件)

1. 佐藤年明 性教育において「快樂としての性行動」を取り上げることの意義と課題

(三重大学教育学部研究紀要第69巻(教育科学)2018.1 査読無 P.319-335)

[学会発表](計 2件)

1. 佐藤年明 性教育において「快樂追求」を取り上げることの意義と課題の検討 - ニュージーランドの研究者 Louisa Allen との研究交流を通じて - (日本教育方法学会第53回大会自由研究発表 2017.10.7 千葉大学)

2. 佐藤年明 性教育において「快樂追求としての性行動」を教えることは必要/可能なのか? (中部教育学会第66回大会自由研究発表 2017.6.17 福井医療大学)

[図書](計0件) [産業財産権] 出願

状況(計0件) 取得状況(計0件)

[その他]

1. MM小学校教師用ニュースマガジン連載性(sexuality)を学ぶとは何をすることか (2016.11-2018.1 合計12回)

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

佐藤 年明 (Satou, Toshiaki)

三重大学・教育学部・教授

研究者番号: 80162452

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし

(4)研究協力者 なし